

開館30周年を振り返って

平 岡 典 昭

1 はじめに

広島県立文書館は、平成30年10月に開館30周年を迎えました。

開館時に約34,000冊であった行政文書は平成30年度末時点で約62,000冊、行政資料は約109,000冊（開館時約5,000冊）、古文書も約282,000点（同約29,000点）になり、収蔵する文書や記録は飛躍的に増加しました。また、古文書解読入門講座に毎年多数の応募をいただくなど、生涯学習の場としても定着しています。

「県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録を収集し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与する」。広島県立文書館設置及び管理条例第1条に掲げられた設置目的の実現に向け、平成とともに30年余を歩んできた当館ですが、30周年を目前にして大きな試練を迎えることになりました。

その一つは、平成28年12月に行政文書庫内でカビの発生が確認されたことです。現状調査に始まり、除菌、書庫清掃、燻蒸など1年以上にわたる対応を余儀なくされました。

カビ発生への対応が一段落したのも束の間、平成30年7月豪雨により県内各地で記録資料が被災し、レスキュー活動に奔走することになりました。専門家や広島歴史資料ネットワークなどの支援を得ながら被災資料の保全に当たりましたが、今なお整理作業が続いています。これらの事案は、かけがえのない歴史資料を後世に伝えていくには多くの困難が伴い、様々な関係者との連携が不可欠であることを改めて認識させるものでした。

元号が令和にかわって1年近くが経過し、当館の業務運営はようやく平常を取り戻しつつあります。特集では、在職した方々の回想もまじえて当館の活動を振り返ります。

2 アーカイブズを巡る情勢

当館の活動を振り返る前に、我が国における「アーカイブズ」を巡る近年の状況を概観しておきます。

○公文書管理法の制定

当館が開館した昭和63年は、「公文書館法」が施行された年に当たります。そして開館21年目の平成21年には、「公文書の管理等に関する法律」（公文書管理法）が制定、公布されました。

公文書管理法は、制定に先立つ有識者会議の最終報告書のタイトルが「『時を貫く記録としての公文書の在り方』～今、国家事業として取り組む～」であったように、民主主義の根幹を支える基本インフラとしての公文書管理制度の確立をめざしており、我が国の公文書管理の歴史において画期をなすものです。

しかしながら、平成29年以降、国の公文書管理を巡って次々に不適切事案が明らかになるなど、公文書管理法の理念が浸透しているとは言い難い状況にあります。

○自然災害への対応

公文書管理法が施行される直前、平成23年3月に発生した東日本大震災は未曾有の人的・物的被害をもたらした、多くの記録資料も被災しました。平成を振り返るとき「災害の時代であった」とも言われます。地震、台風、集中豪雨、火山の噴火…。この30年間に甚大な被害をもたらした自然災害は枚挙にいとまがありません。

こうした災害により被災した記録資料を救出し、保全するため、阪神・淡路大震災後に結成された歴史資料ネットワーク（史料ネット）を皮切りに各地にボランティア組織が設立され、災害が起こるたびに連携して被災資料のレスキュー活動が行われています。

○デジタル化対応

平成19年にアップル社のiPhoneが登場した頃からの情報化の進展には目

を見張るものがあります。IoT (Internet of Things), クラウド, ビッグデータ, AI (人工知能) などの情報技術やロボットテクノロジーの飛躍的な進歩により, 「Society 5.0」と呼ばれる新たな社会形態への移行も現実味を帯びてきています。

アーカイブズの世界では, 国立公文書館アジア歴史資料センターでのデジタル化資料のインターネット公開が有名ですが, 「明治150年」を契機とする各府省庁での取組など, デジタルアーカイブ推進の機運が高まっています。

また, 政府は平成31年3月, 国の行政文書は電子媒体を正本・原本とし, 新国立公文書館の開館が予定される令和8年度を目途に本格的な電子的管理に移行する方針を策定しています。

○アーキビストの養成

公文書館法附則第2項で「当分の間, 地方公共団体が設置する公文書館には, 置かないことができる」とされた公文書管理の専門職員の養成と必置化は, 関係者の長年の悲願となっています。公的資格制度の創設がその鍵を握るとされてきましたが, 平成24年に日本アーカイブズ学会の「登録アーキビスト」資格認定制度が創設されたものの, 国が直接関与する資格制度の創設は見込めない状況が続いていました。

こうした中, 国立公文書館は平成29年5月に「アーキビストの職務基準書」の作成に着手, 平成30年12月にこれを確定させるとともに, 引き続きアーキビスト認証制度の創設に関する検討に移りました。その結果, 令和2年度から, 国立公文書館による「認証アーキビスト」の認証制度がスタートする見通しになっています。

3 文書館の歩み

当館の運営において特筆すべき平成21年度以降の取組や事案について, 年度順に記します。

○緊急雇用対策基金事業 (平成21～24年度)

平成20年に起こったリーマン・ショック後の急激な雇用情勢の悪化等に対応するため, 国の雇用創出基金事業の一環として行われた「広島県緊急雇用

対策基金事業」を活用し、平成21年度から24年度にかけて行政文書の整理や所蔵資料のデジタル化などの事業に取り組みました。臨時職員を直接雇用して長期保存文書の整理を行うとともに、外部委託により地図・写真などのデジタル化とマイクロフィルムなどの焼付け・製本を実施したものです。

長期保存文書については、3年間で延べ1,323人・日を費やし、県庁地下書庫から移されていた文書約9,500冊の保存手当が行われ、約10万6千件の件名目録が作成されました。また外部委託事業では、館収蔵の資料目録、地図、絵葉書、広報写真、航空写真、県史資料、寄贈新聞など約30万点・枚について、デジタル化や紙焼き製本などが行われています。

想定外ではありましたが、総額約3,400万円の事業費が投入されたこの事業により、記録資料の保存性と利用者の利便性が大きく向上することになりました。

○文書管理制度検討会議（平成22～23年度）

公文書管理法の制定を受け、本県では平成22年4月に「広島県文書管理制度検討会議」が設置されました。知事部局、教育委員会、警察本部及び県議会の文書担当課等並びに文書館を構成メンバーとし、全庁的な統一ルールに基づいて文書のライフサイクル全体を管理するための、公文書管理制度の見直しについて検討が行われたものです。

公文書管理条例の制定も視野に入れ、平成23年度にかけて検討が進められましたが、最終的に条例化は見送られ、規則改正などにより対応することとされました。

平成24年4月に施行された改正広島県文書等管理規則により、完結文書の保存年限は最長30年とされ、保存年限の満了した30年保存文書などは原則として文書館長に引き渡されることになりました。また、規則改正前の長期保存文書についても、30年経過後は引き渡すよう努めることとされ、より円滑に歴史的公文書を収集することが可能になっています。

○広島大学文書館との相互協力協定（平成23年度）

東日本大震災で被災した古文書や公文書の救出・修復が大きな課題になる中、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会（広文協）では、災害時の資料保全に関する相互協力の必要性が議論されていました。そして、まずは実務

的に対応可能な県立文書館と広島大学文書館との間で「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」を締結することになり、平成23年9月15日に調印式が行われました。

この協定には、史・資料の適正かつ円滑な保全を行うための災害時における情報等の共有、人員の派遣、資機材・物資の提供、一時受入れ・保管、修復に対する技術的支援などの内容が盛り込まれています。平成30年7月豪雨による被災資料のレスキューに当たり、この協定は、とりわけ初動対応において威力を発揮することになりました。

○全史料協第38回全国（広島）大会（平成24年度）

平成24年11月8日から2日間、広島県民文化センターや当館を会場として全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）第38回全国（広島）大会が開催されました。平成元年10月の第15回大会以来、当館では2回目の開催になりました。

第38回大会のテーマは「地域とともに歩むアーカイブズ -今、なすべきこと-」でした。東日本大震災後のレスキュー活動と公文書管理条例制定の動向といったトピックスに関する報告・討論のほか、地域に根差した活動報告などが行われています。

○全史料協会長事務局（平成25～26年度）

平成25年度から2年間、当館が全史料協の会長事務局を務めました。それまでも4期・8年にわたって全史料協の委員会事務局を担当した経験がありましたが、会長事務局は会務を統括する要の組織であり、その運営には一方ならぬ苦労があったようです。

当時、全史料協では新たな組織業務改善計画の策定が懸案となっていました。奇しくも、平成19・20年度に当館が総務委員会事務局を担当した際に策定した、組織業務改善の個別具体化計画における検証時期に当たっていたのです。策定された組織業務改善計画（平成27年度版）では、会の理念などが再確認されるとともに、事務局負担の軽減案などが示されました。

○白木書庫の整備（平成26年度）

当館では、平成15年度に行政文書の中間書庫を設け、平成18年2月に観音

書庫（旧広島県観音職員寮，書架延長2,423m）に移転して移管文書を保管していますが，容量が限界に近づいており，これを補完するため旧白木高校の校舎にスペースを確保し，平成26年度から書架の設置を進めました。

書架延長706mを整備し，データロガーを設置して定期的に温湿度測定等を行っているところですが，今のところ本格稼働には至っていません。

○広島土砂災害アルバム保全作業（平成26年度）

平成26年8月の「8.20広島土砂災害」で被災した写真アルバムの修復について打診を受けた当館は，これを被災者支援と修復ノウハウ蓄積の機会と捉え，取組に着手しました。写真等を修復した経験が乏しく，史料ネットや写真感材メーカーなどのアドバイスを仰ぎながらの活動になりましたが，インターンシップ生や高陽東高校の生徒・教員のボランティアなどにも協力の輪が広がり，10月半ばには作業を終えることができました。

また，修復作業で得たノウハウを整理・公開していくことが将来の災害への備えになると考え，リーフレット（手引き）を作成してホームページ上で公開することにしました。こうした被災文書レスキューへの積極的な関与→関係機関と連携した作業推進→作業ノウハウの整理・公開という取組スタイルは，平成30年7月豪雨災害の際にも受け継がれています。

○広島県史年表のWEB公開（平成27～28年度）

当館では，従来から問い合わせへの対応記録をレファレンス集として整理し，ホームページに掲載するなど，利用者の利便性の向上に努めています。平成27年度から28年度にかけては，県史に関する問い合わせが多いことに着目し，「広島県史年表」（昭和59年刊）をホームページ上で公開するプロジェクトに取り組みました。

800ページを超える年表をOCR（文字認識）ソフトで読み込んでワードファイル化し，読み取り誤りなどをチェックした後にPDF化するという根気のいる作業でしたが，研究員・嘱託員が協力して作業に当たり，平成28年9月までに「考古」から「明治」までの年表を公開することができました。現在では「昭和戦後」までの全編の年表がWEB公開されています。

検索機能も備えているため公開当初から利用が多く，レファレンス対応も格段にスムーズになりました。この取組は，県民の利便性を向上させつつ業

務の効率化を実現した優れた事例であるとして、庁内の顕彰制度であるベストプラクティス賞の平成28年7月大賞を受賞しています。

○カビ発生への対応（平成28～29年度）

先述のとおり、平成28年12月に地下1階の行政文書庫で白色のカビが発生しているのが発見されました。夏季に空調吹出口から供給される湿度の高い冷気が、集密書架と天井の梁に遮られて書架内に停滞したことによるものと推測される事象です。

直ちに専門業者の助言を受けて対策を検討し、カビ文書の隔離、除菌（ケースの入れ換え、エタノールによる拭き取り）と殺菌燻蒸、書庫内の清掃・除湿を順次行うことになりました。週3回、2時間ずつの総出の作業により、平成29年6月までに約7千冊の行政文書の除菌を完了、同10月には専門業者に委託して殺菌燻蒸を行っています。そして同12月に再配架を終えた後も書庫内の点検や清掃作業が続けられました。

この経験を踏まえ、再発防止策として除湿機やサーキュレーターの増強配備による書庫内の除湿・通風機能の強化を図るとともに、I P M関連研修を積極的に受講し、虫菌害に対する館全体としての意識とスキルの向上に努めています。

○平成30年7月豪雨災害対応（平成30年度～）

西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨により被災した文書等のレスキュー活動については、本号「広島県立文書館における『平成30年7月豪雨』被災文書のレスキューと保全活動」に詳述されています。

なお、被災文書への対応に追われる中、県立図書館新館開館30周年事業及び「明治150年」事業とタイアップし、平成30年9月29日に開館30周年記念講演会を開催しました。

4 現状と課題

解剖学者の養老孟司氏は、原発事故が発生し、人口が減少に転じ、資本主義の終焉も囁かれ始めた平成を振り返り「万事が煮詰まった」と断じています（『半分生きて、半分死んでいる』PHP研究所、平成30年）。この言葉を

借りれば、当館の現状も相当に煮詰まっているとの感が否めません。

その要因の第一は書庫などの収蔵スペースの逼迫、第二は館員の年齢構成の高齢化です。これらに加えて未整理・未目録化資料の累積が三つの大きな要因となり、閉塞感と先行き不透明感が強まっているのです。

○収蔵スペースの逼迫

平成30年度末現在の当館の書架延長は、合計13,225m（うち中間書庫3,129m）となっています。建設基本構想などの資料を繙くと、10～20年分程度の収蔵スペースの確保が想定されていたようですが、開館前から収蔵スペースの不足を懸念する声が寄せられていました（「広島県立文書館問題について(4)」『芸備地方史研究』162号、昭和62年11月）。開館後30年を経過した今、収蔵スペースの逼迫は、現実的な問題として館運営に重くのしかかっています。

このため、先述のとおり行政文書の中間書庫を確保するとともに、平成30年度からは古文書庫の改修（集密書架の設置）に着手し、収蔵スペースの捻出に努めているところです。

しかしながら、中間書庫である観音書庫は老朽化が著しく、白木書庫も遠くて不便であるといった問題を抱えています。また、集密書架の設置も収蔵環境の悪化と裏腹の関係にあり、多くを期待できません。その一方で、後継者がいないため古文書などの寄贈を希望する方が増える傾向にあり、平成の大合併を経て市町の受け入れ態勢も脆弱になっていることから、当館が受け入れざるを得ない歴史資料が今後増えることも想定されます。

さらには、南海トラフ地震の発生確率が高まっており、津波による浸水想定区域に立地する当館の地下書庫が浸水被害を免れる保証もありません。環境の整った収蔵スペースを確保することは、基幹業務である記録資料の収集・整理・保存の大前提となるものであり、早期の抜本的対策が求められる状況になっています。

○研究員の年齢構成の高齢化

平成30年度の当館の職員構成は館長、研究員4名、嘱託員7名の合計12名で、平成31（令和元）年度には研究員のうち2名が再任用職員となっています。開館時の館員数は14名（うち研究員5名）、平成20年度は研究員5名（副館長を含む。）を含めて13名であり、ジリ貧状態にあると言わざるを得ません。

このうち館業務の中核を担う研究員については、5名から4名に減ったのもさることながら、高齢化が進み、近い将来業務レベルの維持が危ぶまれる状況になっています。平成30年度までに在職した研究員は30年間で9名に過ぎず、その在職年数は平均して約16年（20年超4名）、平成31年度当初の平均年齢は57歳に達しています。

幸いにも、退職者を含めて3名の登録アーキビスト（日本アーカイブズ学会）を擁するなど、館員の高い専門性と文書館業務への情熱に支えられ、当館はこれまで館運営や全史料協などの活動において実績を残してきました。平成26年度からは嘱託員もカウンター業務を分担するなどして研究員の業務軽減を図っていますが、展示、講座、レファレンス、さらには広文協の運営や活動・研究成果の取りまとめなど研究員の業務は多種多様であり、途切れることはありません。

土俵際に追い詰められたとも言える状況の中で、少数のベテラン研究員によって培われてきた業務ノウハウをいかに円滑に次世代に継承していくのか。収蔵スペースの確保とあわせて当館の喫緊の課題となっています。

○整理・目録化、デジタル化の遅れ

当館紀要第10号『開館20周年記念号』（平成21年3月）において当時の石本館長は、行政文書の整理に関し、「2倍のペースで整理を進めても30年経ってもまだ30年分以上残っている勘定になります」と述べています。具体的に試算したわけではありませんが、約10年後の現在でも通用しそうな見解です。今後、平成に入って作成された行政文書も30年ルールにより移管の対象になってきます。先述のカビ発生への対応や被災文書レスキューによる通常業務への影響も少なからずあり、古文書も含めて資料整理と目録化の遅れに対する焦燥感に駆られることもしばしばです。

また、デジタル化の面では、収蔵資料のデータベースがマイクロソフト・アクセスを用いて自作した古いシステムであるため、メンテナンスが難しく、他システムとの連携に対応できないことが懸案になっています。広島県庁では本年度から「デジタルトランスフォーメーション」推進の取組が始まったところですが、これを機に、当館でもこうしたシステムの刷新と、さらなるデジタル化の推進を図っていければと考えています。

記録資料の整理・目録化とデジタル化は、いずれも一朝一夕に解決する課

題ではありません。しっかりとした見通しを立て、計画をつくり、粘り強く取り組んでいく必要があります。

5 おわりに

本稿では、アーカイブズを巡る情勢を踏まえつつ過去10年の当館の歩みを振り返り、今後の課題を概観しました。様々な課題や事象に直面しながら乗り越えてきた当館は今、大きな岐路に立っていると感じています。

現状と課題では主として記録資料の整理・保存について取り上げましたが、普及啓発の面においても課題は少なくありません。

歴史的公文書に対する意識や関心を高めるにはどうすればよいか。デジタル化を進める一方で、紙資料ならではの手触りを実感してもらうことも大切ではないか。そのためにも、整理作業を通じて古文書に親しむ仕組みを取り入れてはどうか、等々。人的・物的資源が限られている中ではありますが、歴史資料を後世に伝えていくことの意義をより多くの県民と共有することができるよう、工夫していく必要があると考えています。

国立公文書館の加藤丈夫館長は、昨年11月に開催された全史料協第45回全国（安曇野）大会の記念講演において、「時を貫く記録を“活かす”」ことを令和の時代の統一行動目標にしたい、と提唱されました。記録資料を“守る”だけでなく、さらに一步踏み出して、アイデンティティを確認し、文化を発信するためのツールとして活用していくことの重要性を訴えられたものです。

当館では昨春、広島県職員の行動理念をベースに独自の行動理念を定め、文書館の使命を「様々な関係機関や所蔵者と連携しつつ、かけがえのない歴史資料を守り、活かし、未来へ伝えていくこと」としました。図らずも加藤館長の呼びかけに呼応する形となり、意を強くする次第です。

迎える令和2年度は、第3期中期業務運営方針（平成30～令和4年度）の折り返し地点に当たります。当面の諸課題に対応するとともに、新たな時代の館運営の在り方を模索していきたいと思えます。

（ひらおか のりあき 館長）